

裁 決

審査請求人

処分庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和4年5月30日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対し行い令和■年■月■日付け■号で通知した生活保護法第63条返還金による返還金決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、返還決定額を847,270円とする法第63条の規定による費用返還決定（令和■年■月■日付け■号（以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めて、審査請求を提起した事案である。

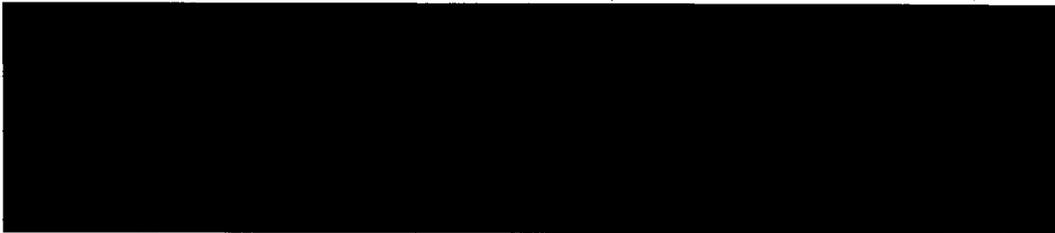
審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求めるものと解される。

(2) 請求の理由



キ 令和■年■月■日

同年■月に実施された令和■年度生活保護法施行事務監査において、請求人とは別のケースについて、千葉県健康福祉部健康福祉指導課より、障害者加算の認定に誤りがあるのではないかとの指摘をうける。

ク 令和■年■月■日

前記キの指摘に基づき、請求人に認定していた障害者加算についても誤りがないか確認を行い、手帳の有効期限日翌月以降の加算認定は誤りであると判断。併せて障害年金受給権の有無について確認することとする。

ケ 令和■年■月■日

同月定例支給分保護費から、請求人の障害者加算の認定削除。

コ 令和■年■月■日

法第29条の規定に基づき、■あてに「障害年金申請における納付要件の可否について」及び「障害年金申請歴の有無について」の調査を依頼する。(同日付け■号)

サ 令和■年■月■日

障害者加算について誤りがあり、返還金が生じる旨を請求人に通知する。(同日付け■号)

シ 令和■年■月■日

定期訪問で請求人宅を訪問するが、対面できず。訪問した旨を記した不在票を自宅ドアポストに残す。

ス 令和■年■月■日

■より、同月■日付け■号で照会した事項について、回答受理。(同月■日付け■号)

請求人が障害年金申請の要件を満たしていることを確認。これにより、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日社援保第218号。以下「課長通知」という。)に基づき、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発第123号厚生事務次官通知)第7-2(2)エ 障害者加算に定める障害者加算は認定できないと判断。

障害者加算の認定を開始した平成■年■月から障害者加算の計上を

返還対象額が■■■■円となるが、これを全額返還してもらうのではなく、控除できる額があるか聞き取った上で、返還額を確定させること、その後、返還方法について相談していくこととなる旨を説明する。

請求人から、■■■■

■■■■を聞き取る。

市の対応として、まずは誤認定があったことの説明と謝罪を行い、返還額決定に際し、請求人の生活の状況や返還金にかかる控除対象となる自立更生費の有無などを確認しその結果を踏まえ、福祉事務所内で返還額の決定をすることになる旨を改めて説明し、辞去する。

チ 令和■■年■■月■■日

生活保護費認定誤りに伴う返還金の控除について、返還金から控除できる範囲を以下のとおりとし、これに基づき対象者に聞き取り調査及びケース診断会議にて判定を行う旨、福祉事務所長まで決裁を受ける。（「生活保護費の算定誤りに伴う返還金の控除について」■■■■号）

(ア) 控除の範囲

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723発第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1-(1)①から④に基づき判断する。

(イ) 前通知の④の自立更生に充てる額の考え方

- a 障害を理由に必要となったものの購入に充てた額
- b 障害者加算額がなければ、購入・修理し得なかったものの額
- c 本来は保護費から支給できるが、上限を超えるあるいは処分庁に請求せずに自己負担したものの額

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の考えに基づき作成した「生活保護費の費用返還及び費用徴収のための聞き取りシート」を活用し、対象者に聞き取りを行い、保護係内で控除の適否を検討。係内の検討結果に基づき、「要返還額の認定について」を作成し、ケース診断会議にて判定をすることとする。

ツ 令和■■年■■月■■日

返還額確定に際し、控除できるものの聞き取りを行うための訪問日について、同月■日 16時30分に訪問したい旨を通知する。

テ 令和■年■月■日

請求人宅を訪問。■号にて決定した「生活保護費の算定誤りに伴う返還金の控除について」に基づき聞き取りを実施。

■
■
■を聞き取る。併せて、
■を確認する。

なお、自立更生計画書については、■
■との訴えがあったため、処分庁で作成し、請求人に内容を確認してもらった上で、署名をいただくこととした。

ト 令和■年■月■日

自立更生計画書、返信用封筒、同月■日を返送期限とした通知文を送付する。

チ 令和■年■月■日

令和■年■月■日を締め切りとしていた自立更生計画書が返送されないため、請求人に電話をするが応答なし。

ニ 令和■年■月■日

令和■年■月■日を締め切りとしていた自立更生計画書が返送されないため、請求人に電話をするが応答なし。

ヌ 令和■年■月■日

令和■年■月■日を締め切りとしていた自立更生計画書が返送されないため、請求人に電話をするが応答なし。その後、請求人宅を訪問するも不在（出てこない）のため、自宅ドアポストに不在票を残す。

ネ 令和■年■月■日

請求人から■と電話あり。「■

■
■
■」との訴えを聞き取る。

請求人の生活状況はこれまでの聞き取りで確認をしているが、返還額を確定する上で必要な手続きであることを説明。当該返還金については、保護費から差し引くことはない旨も説明する。

請求人も「
」と話していた。

ノ 令和 年 月 日

請求人が署名した自立更生計画書を受理する。

ハ 令和 年 月 日

請求人から聞き取った内容及び自立更生計画書に基づき、障害者加算認定誤りによる法第63条返還金にかかる自立更生免除について、保護係内で検討を行う。

(ア) 円については、
他の保護世帯も自己負担しており、公平性の観点から、他の保護世帯との均衡を保つため、「否」となった。

(イ) について、
当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた額と判断できるため、「適」となった。

なお、領収書は残っていなかったが、同等品の新品価格が 円から 円程度であることを鑑み、請求人から聞き取った価格は妥当であると判断し、申し出のあった 円を認定することとした。

ヒ 令和 年 月 日

ケース診断会議を開催する。

同年 月 日の保護係内での検討結果を説明し、返還額から控除する額について検討を行う。

円については、保護係内検討の結果同様に、
他の保護世帯も自己負担していることにより、公平性の観点から、他の保護世帯との均衡を保つため、「否」となった。

■■■■■■■■■■円については、■■■■■■■■■■
保護係内での検討結果と同様に、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた額と判断できるため、「適」となった。また、その額についても、購入金額が確認できる資料はないが、同等品の新品価格から妥当であると判断し、請求人から申し出のあった■■■■円を認定することとした。

その結果、請求人に対する返還対象額■■■■■■■■■■円から■■■■■■■■■■円を控除し、847,270円を請求人に対する返還決定額とした。

フ 令和■■年■■月■■日

請求人あてに本件通知書を郵送する。なお、本件通知書とともに、同月■■日16時30分に返還金の支払いについての相談のため、請求人宅を訪問したい旨記し、同封した。

ヘ 令和■■年■■月■■日

請求人宅を訪問。額確定の説明及び納付計画についての話し合いを目的としていたが、インターフォンを鳴らしても応答がなく、対面できなかった。

(3) 処分庁の主張

ア 処分内容及び理由について

(ア) 保護の基準について

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、その厚生労働大臣の定める基準として、保護の基準が定められている。

(イ) 障害者加算の認定について

a 保護の基準、別表第1第2章-2障害者加算において、障害者加算の加算額及び対象者を定めており、同(2)において、障害者加算を行う者を、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表(以下「等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第

184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者及び等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者と定めている。

- b 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-2-(2)エ(ア)は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と定められており、同(イ)では「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と定められている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7の65において、障害の程度が確認できる書類には、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過している場合に限り、手帳も含まれるとして取り扱って差し支えない。この場合において、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。」とされている。

- c 課長通知1においても、障害基礎年金(以下「年金」という。)の受給権を有する者の場合、「精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている。

(ウ) 保護費の返還について

- a 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

ここで言う「急迫の場合等」の「等」とは、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等」（小山進次郎著「生活保護法の解釈と運用」）であると解されている。

- b 費用返還の決定については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723発第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1-(1)に、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。」とされており、①本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。②家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額（保護の基準額以内の額に限る）。③当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知）第8-3-(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたも

のであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

(エ) 前記 (ア) 及び (イ) にあてはめたとき、請求人は年金の受給権を有しているが、[] への調査結果から、年金の裁定申請をしたことはなく、障害者加算の認定対象とならないものであったと解される。

しかし、処分庁は「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7の65を根拠に、請求人の手帳の等級が2級であることに基づき障害者加算を認定したため、過大支給が生じた。

そのため、前記 (ウ) の a のとおり、法第63条は、「保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の場合等」にも適用されると解釈し、法第63条に基づき請求人に対し、保護費の返還を求めることとした。

返還にあたっては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723発第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、請求人に対する聞き取り調査を実施し、返還額から控除する額を認定しており、本件処分において違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

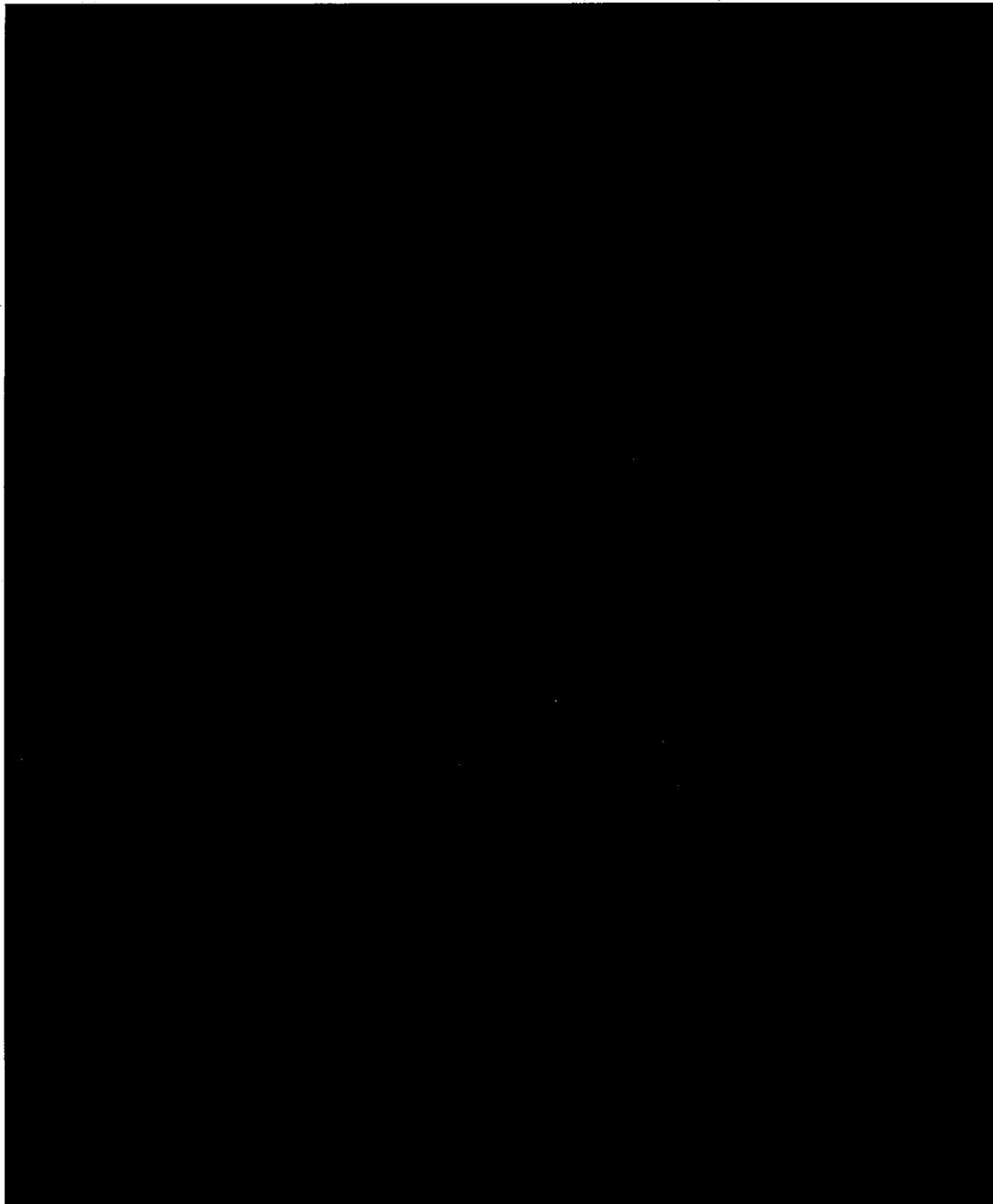
イ 請求人の主張について

審査請求書に記載されている「[]」とは、「[]」「[]」「[]」ということであると推測する。

しかし、法第63条は本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の場合も含む」と解釈される。

また、過大支給の原因が保護の実施機関の責めに帰すべきものであったとしても、請求人が本来支給すべきでなかった保護費を受給したことに相違はなく、他の生活保護受給者との公平性の観点からも、請求人に対して返還を求めざるを得ないものである。

3 請求人の反論



理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）及び3のとおり、

ら、過大支給対象者全員一律に返還対象額を確定させた同月支給分から過去5年間分を返還することが妥当であると判断した。

イ 自立阻害の検討について

(ア) 審理員の質問要旨

本件処分をする際に、自立更生費の検討に加え、過大支給額（時効消滅した部分を除く）から自立更生費を控除した金額を返還額とすることが請求人世帯の自立を著しく阻害するか否かについての検討の有無及び内容。

(イ) 処分庁の回答要旨

請求人に対する生活への影響を検討した結果、自立を著しく阻害することがないように生活に支障の無い範囲での分割納付に応じることを福祉事務所として決定し、各ケースワーカーが個別に納付の依頼をした。しかしながら、請求人には訪問により障害者加算誤認定の説明を行ったが、分割納付の提案にも応じてもらえなかった。

3 法の仕組み

(1) 障害者加算について

ア 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、この規定を受け、保護の基準が定められている。

そして、保護の基準において、加算制度が定められているところ、保護の基準別表第1第2章2は、障害者加算を行う者として、同表第2章2(2)アに掲げる者以外に、等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者を掲げている（保護の基準別表第2章2(2)イ）。

イ 局長通知第7の2(2)エ(ア)は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と規定し、局長通知第7の2(2)エ(イ)は、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、……障害の程度が確認で

きる書類に基づき行うこと。」と規定している。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7の問65答は、手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6か月を経過している場合に限る。局長通知第7の2（2）エ（イ）にいう「障害の程度が確認できる書類」には、手帳が含まれるものと解して差し支えない旨を定めている。

ウ 課長通知は、年金の受給権を有する者の場合の精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は次のとおり行うことができるものとしている。

（ア）障害の程度の判定は原則として年金に係る国民年金証書により行うが、手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6か月を経過している場合に限る。年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。

（イ）年金の裁定が却下された後、手帳の交付又は更新を受けた者については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、再申請に係る年金の裁定が行われるまでの間は、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度の判定を行うことができるものとしたこと。

（ウ）障害の程度は、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。

（エ）手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6か月を経過していることの確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとしたこと。また、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診

断書を確認することにより行うこととしたこと。

(2) 費用返還義務について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（保護の補足性（法第4条第1項））、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないと規定されている（同条第3項）。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されている（法第63条）。

同条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであるところ、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて、保護の本来的な受給資格を欠いていた場合に該当するということができることから、かかる場合も同条が適用されることになる（大阪地方裁判所平成22年1月29日判決参照）。

(3) 返還額の決定について

法第63条は、返還すべき額について、その受けた保護金品全額とはせずに、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の選択的判断の余地を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適當又は不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の選択的判断に委ねる趣旨の規定と解される。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関は、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠く場合には、違法又は不当となると解される（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）においては、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、法第63条の上記趣旨を示したものと言える。

また、上記のとおり、法第63条が、保護の実施機関に返還額を決定するに当たって選択的判断の余地を与えた趣旨が、全額を返還させることが不相当又は不可能な場合もあるので、実施機関の選択的判断に委ねるといふ点にあることからすると、全額返還を命じることにより自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費の有無にかかわらず、一定額を過誤払い金から控除して返還額を決定することも可能と解される（前掲福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

（4）費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期

保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、資力の発生の事実があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使することができるので、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解することとなる。この返還請求権の消滅時効は5年間（地方自治法第236条第1項）なので、実際に当該請求権を行使する日（法第63条の規定により返還額の決定をす

る日) 前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものと
して取り扱って差し支えないとされている(問答集問13-18)。

(5) 地方自治法の定め

地方自治法第236条第1項によれば、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅するとされている。また、同条第2項によれば、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとするとしている。

4 あてはめ

(1) 過大に支給された保護費について

前記3(1)ウのとおり、年金の受給権を有する者の場合について、障害の程度の判定は原則として年金に係る国民年金証書により行うが、手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害加算に係る障害の程度を判定できるものとされている。

請求人は、前記2(2)及び(4)のとおり、手帳を所持しており、年金の申請が可能であるとされていることから、「障害基礎年金の受給権を有する者」で「精神障害者保健福祉手帳を所持している者」に該当すると認められる。もっとも、前記2(4)のとおり、年金申請歴は無いから、「年金の裁定を申請中である場合」には該当しない。とすると、本件では、「障害基礎年金の受給権を有する者の場合について」「精神障害者保健福祉手帳を所持している者」が「年金の裁定を申請中である場合」に該当しなかったにもかかわらず、前記2(3)のとおり、処分庁は、請求人に対し、平成■年■月分から令和■年■月分までの最低生活費について、誤って、手帳に記載する障害の程度により障害者加算(■円)を認定し、これを支給していたことが認められる。

そして、前記3(3)のとおり、原則として誤って支給した額全額が法第63条の規定による返還対象となるところ、誤って支給された平成■年■月分から令和■年■月分までの支給額のうち、前記3(4)のとおり、時効消滅した分(法第63条の規定による返還決定日前5年間を超える保護費)は除かれることになる。

上記からすると、処分庁は、前記2(7)のとおり、令和■年■月■日付けで本件処分をしたことが認められるから、その時点より前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱い、返還対象となる額を決めることになる。

この点、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ス及び前記2(9)ア(イ)のとおり、令和■年■月から起算して、その時点より前5年間を超える保護費(平成■年■月から平成■年■月までの支給分)を時効消滅したものと取り扱い、平成■年■月以降に支給した保護費相当額の■■■■円を返還対象額としている。そして、このような処理をした理由として、年金調査等を端緒として発覚した、本件を含む複数件の障害者加算の誤認定による過大支給について、令和■年■月に返還対象となる金額を確定させたこと、最終的な返還決定日から消滅時効の範囲を認定すると当該過大支給の事案ごとに権利(返還請求権)の消滅範囲が異なってしまう公平さを欠く旨回答している。

しかしながら、処分庁が主張する返還対象額の確定は、処分庁内部での意思決定行為に過ぎないものといえる。金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、援用を要せずに、時効によって消滅する(地方自治法第236条)のであり、権利の行使時期が異なれば、時効による権利の得喪の範囲も異なるのは当然であって、公平性を欠くからと言って、そのような内部的行為をもって、権利行使とみなし、自治体が恣意的に権利の行使時期を前倒しすることは妥当でない。また、処分庁が主張する返還対象額の確定は、時効の更新事由や時効の完成猶予事由ともいえないし、他に、同時期に請求人が債務承認した等の時効の更新事由等に該当する事実も見当たらないことから、本件における処分庁の時効に係る事務処理は不適切であったと

言わざるを得ない。

したがって、本件処分には、返還対象額の算定において、時効消滅した範囲の認定に誤りがあることが認められる。

(2) 本件処分を行うに当たって考慮すべき事情について

ア 前記2(5)及び(6)のとおり、処分庁は、請求人に対し、自立更生費の確認を行い、請求人から、自立更生費として、 円及び 円の申告があったことが認められる。

そして、処分庁は、 については、自立更生費としては認められないものの、 については、自立更生費として認められるとして、処分庁が認定した返還対象額 円から、 円を自立更生費として控除して、返還額を847,270円と決定したことが認められるところ、これは、本件処分を行うに当たって、自立更生費の有無について一定の考慮をしたものと言える。

イ もっとも、前記3(3)のとおり、法第63条が、保護の実施機関に返還額を決定するに当たって選択的判断の余地を与えた趣旨が、返還対象全額を返還させることが不相当又は不可能な場合もあるので、実施機関の選択的判断に委ねるという点にあることからすると、返還を命じることにより、自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費に限らず、一定額を控除して返還額を決定することも可能と解される(前掲福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照)。

ウ そうすると、本件処分を行うに当たっては、自立更生費を除いた後の返還額が、請求人世帯の自立を著しく阻害することとなるおそれがあるか否かについても考慮すべきことが要求されると言えるから、この点についての処分庁の判断に不合理なところがないか、以下検討する。

(3) 請求人世帯の自立阻害に係る調査及び検討について

ア 前記(1)のとおり、本件における過大支給額は、請求人は、年金の裁定を申請していないにもかかわらず、処分庁が、請求人の手帳をもって障害者加算を認定するという誤った事務処理をしたことによって生じたことが認められる。

その結果、請求人は、平成■■年■月から令和■■年■月までの約8年間の長期にわたって、誤って認定された保護費の支給を受けており、かかる事実によって、支給された保護費を正当な額であると信賴していたと推認され、その信賴に基づいて、過大支給額の全部又は一部を生活費に費消したとも考えられるのであって、これに反する事情は見当たらない。そして、かかる信賴を請求人が抱くに至ったことが不合理とは解し難い。また、過大支給額が約■■■■円と高額で、そこから時効消滅した額と自立更生費を除いた返還額についても高額なものとなることが見込まれる。そうであるとすれば、本件処分により、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれのあることは否定できない。

イ したがって、処分庁においては、請求人世帯の生活実態、過大支給額の用途等についての調査も行い、本件処分をした場合に請求人世帯における生活にいかなる影響が出るかについて具体的に検討すべきであったと言える。

ウ この点、処分庁は、前記2(9)イ(イ)のとおり、本件処分を行う際に、自立を著しく阻害することがないように生活に支障の無い範囲での分割納付に応じることを決定し、請求人に対し、分割納付の提案をした旨を主張していることからすれば、本件処分は徴収段階においては分割返納を求めることを前提として、検討が進められたと認めることもできる。

しかしながら、分割返納であればそれだけで常に被保護者世帯の自立を阻害することはないといえる根拠は何らなく、本件においては、分割返納を見越した処分をする場合であっても、家計状況等に照らして返納させることが請求人世帯の自立にいかなる影響を与えるか、どの程度の返還額であれば自立を阻害しないかについて具体的な検討をすることが不可欠であるが、本件処分を行うに当たって、このような検討が十分に行われたとは認められない。

したがって、本件処分については、請求人世帯の自立を阻害する可能性に関する検討を十分に行わなかった瑕疵も認められる。

(4) 小括

以上のとおり、本件処分には、返還対象額の算定において、消滅時効の範囲の認定に過誤があり、また、請求人世帯の自立を阻害する可能性についての検討が不十分なままに行われた結果、処分の前提となる重要な事実の基礎を欠き、考慮すべき事情を十分に考慮しなかった瑕疵があり、本件処分は、社会通念上著しく妥当性を欠くものであったと認められるから、違法又は不当なものとして取消しを免れない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

令和6年1月11日

千葉県知事 熊谷 俊

